

# 第3回産業競争力会議フォローアップ分科会 説明資料

---

平成26年3月  
総務省

## P F I 事業者に対する公務員の出向について(B-1-1、B-5-2)

### ○ 国・地方の公務員を民間事業者に派遣する制度としては、次のような制度が挙げられる。

- ・ 官民人事交流法に基づく交流派遣(国)  
〔目的・事由〕人材の育成等による公務の能率的な運営 〔期間〕3年以内(最長5年) 〔対象〕株式会社、相互会社、信用金庫等  
〔交流の制限〕所管関係に基づく制限(直近2年間)、契約関係に基づく制限(直近5年間のうちのいずれかの年度)等
- ・ 三セク派遣法に基づく派遣(地方)  
〔目的・事由〕地方公共団体の事務事業と密接な関連があり、人的援助を行う必要 〔期間〕3年 〔対象〕出資法人
- ・ 人事院規則又は条例に基づく休職派遣(国・地方)  
〔目的・事由〕人事院規則又は条例で定める事由 〔期間〕3～5年 〔対象〕人事院規則又は条例で定める対象 等

- 公務員は「全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」(憲法第15条第2項)ことから、特定の民間事業者の業務に公務員を従事させることについては、おのずから制約がある。
- また、営利を目的とする民間事業者の業務に公務員を従事させる場合には、公務の公正性及び信頼性を損なわないようにすることが必要である。とりわけ、官民の癒着の疑念を招くようなことがあってはならない。
- 公務員の民間事業者への派遣が長期間にわたれば当該公務員が公務に戻って活躍することにも支障が生ずるおそれもあることにも留意することが必要となる。
- これらのことから、公務員の民間事業者への派遣に関する現行の制度においては、派遣の目的、派遣期間の上限、派遣先の要件、派遣される職員の要件等が定められており、これらの目的、要件等に合致する場合に限って派遣することができることとされている。
- 現在、内閣府PFI推進室において、公務員の出向についての具体的なニーズ、課題等に関し調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて方策の検討がなされるものと承知している。
- 総務省としては、上記の趣旨に留意しつつ、公務員制度を所掌する立場から、実際に公務員を派遣する場合の手法や留意点等について周知等するなど、必要に応じ、協力を行ってまいりたい。

※ なお、一般の民間企業を対象にしたものではないが、特別の法律により設立された法人で、その法人における勤務が国の果たすべき責任・役割や事務・事業への従事と同等に評価できると認められるものについては、国家公務員が一旦退職し引き続き当該法人に勤務した場合、当該職員の退職手当の算定に当たってその法人の在職期間を国での在職期間とみなす制度がある。

# 運営権設定後の公営企業の取扱いと公営企業会計・地方公会計制度の整備

## 1. 公共施設等運営権を設定した場合の公営企業の取扱い(B-1-2)

- (1) 課題  
公共施設等運営権を設定した場合に、地方公共団体側の業務を引き続き地方公営企業として存続させることができるのか
- (2) 考え方(大阪市のケース)
- 運営権を設定した場合でも、運営権の取消権、利用料金の上限・幅や運営権者が行う業務の範囲を設定する権限等は地方公共団体にある
  - よって、運営権設定後の事業の最終的な経営権限は地方公共団体が有すると言え、運営事業者と一体的な事業の運営がなされる  
⇒ 運営権設定後に地方公共団体が実施する業務も、引き続き地方公営企業に該当
- (3) 今後の対応  
大阪市には上記の考え方を回答済み。今後、一般的な考え方を整理した上で、地方公共団体に周知する予定。

## 2. 公営企業会計・地方公会計制度の整備(B-3-2、B-3-3)

### (1) 公営企業会計の適用推進

#### 現状

- 民間の企業会計基準との整合性を図るため、公営企業会計基準の見直しを実施(平成26年4月から適用)
  - 重点分野である上下水道の公営企業会計の適用については、
    - ・上水道事業は、全ての事業で公営企業会計を適用済み
    - ・下水道事業は、一部の事業で公営企業会計を適用という状況。
- ※ 下水道事業の公営企業会計の適用に要する経費については、特別交付税措置あり。

#### 取組方針

- 平成25年7月に「地方公営企業法の適用に関する研究会」を設置し、下水道事業等における、公営企業会計の適用推進について検討
- 平成25年度末に研究会の報告書を取りまとめ予定

研究会の報告書を踏まえて、公営企業会計の適用推進に向けた取組を進めていく予定

### (2) 地方公会計の整備促進の概要

#### 現状

- ・財務書類の作成モデルを示し、企業会計の考え方に即した財務書類の整備を地方公共団体に要請(平成18年度～)
- ・平成23年度決算に係る財務書類の作成済又は作成中の団体は95.6%であり、このうち、固定資産台帳整備済の団体は17.9%

#### 取組方針

- 今後の地方公会計の整備促進に向け、統一した基準の設定が必要
- 公共施設の管理・更新や活用の充実の観点から、固定資産台帳の整備等は必要不可欠

- 新たな基準や固定資産台帳整備の指針等を今年度末を目途にとりまとめ
- 各種マニュアルの整備を図り、新たな基準による財務書類の作成を要請

# 公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進 (B-3-1)

地方公共団体における公共施設等の老朽化対策が、地域の実状に応じ、長期的視点から総合的かつ計画的に行われ、財政負担の軽減・平準化が図られることが重要であり、以下の取組を実施予定

## 取組の内容

### (1)「公共施設等総合管理計画」の策定要請

地方公共団体が所有する公共施設等(公営企業の施設を含む)の全体を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現在及び将来の状況を分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請

#### <公共施設等総合管理計画の内容>

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

インフラ長寿命化基本計画  
(基本計画)【国】

(行動計画) 【国】

各省庁が策定

(行動計画) 【地方】

公共施設等総合管理計画

促進

### (2)「公共施設等総合管理計画」の策定支援

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を促進するための支援を実施

#### <支援の内容>

- ・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、かつ、公共施設等全体にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
- ・計画策定に要する経費について、特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であり、計画の策定に際して、積極的な活用の検討を促していく。(「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要について」(平成26年1月24日事務連絡)において、計画の策定に際してPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう言及)

※ これらの取組に加えて、地方公営企業については、これまでも経営健全化の基本方針や建設改良費を含む収支見込み等を記載した「経営計画」を策定するよう要請してきている。

# PPP/PFIの推進に向けて(その1)

## 1 運営権事業の案件形成支援(B-4-2)

運営権事業の初期段階において導入を妨げる要因は、導入可能性調査や契約書類の作成業務の費用や事務の負担。



案件積み上げに資するリーディングケースについては、国において集中的にバックアップしていくことが重要。具体的には、導入可能性調査等に要する経費について原則として国庫により負担するとともに、ノウハウ提供等の支援を行うことが必要。

実施方針の公表

導入検討段階

導入可能性調査

実施事例が少なく、VFMの有無が不明な段階での費用負担に躊躇がある。

事業開始前

特定事業の評価・選定・公表～協定等の締結等

「VFMあり」+「財政措置のイコールフットイング」→案件積み上げ

実施事例が少ない段階では、契約書類の作成業務にかかる費用負担が多額となるためVFMが生じにくい。

事業開始後

事業の実施、監視等～事業の終了

総務省としては、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる。(イコールフットイングを図る)

### <解決策>

○集中強化期間において、内閣府(PFI推進室)を中心に案件積み上げに資するリーディングケースと判断した事業については、導入可能性調査等に要する費用を原則国庫負担により支援し、案件形成を図ることが有効。(地方負担が一部生じる場合には、総務省において地方財政措置を検討。)

○上記の取組みの結果、新たな市場が生まれれば、民間化テストを義務化しなくても、事業者側からの働きかけにより一層の案件形成が進み、実績が積み上がると期待。

## PPP／PFIの推進に向けて(その2)

### 2 運営権制度と指定管理者制度の適用関係(B-1-4)

コンセッション重点分野を中心に運営権事業について検討を進める関係府省から、適用関係についての具体的な協議がなされており、これに対して、地方公共団体からのニーズも勘案し、必要な解釈や助言をできる限り速やかに行っている。

なお、これまでに、下水道及び空港の分野について協議を了し、その結果が関係府省よりガイドライン等で周知されている。

### 3 運営権者の法人税負担について(B-1-6)

運営権者側に発生する法人税負担については、税制上の特例措置として検討すべき課題。税制改正のプロセスの中で議論されるもの。

### 4 地方公共団体との意見交換、ノウハウ共有(B-5-1)

地方公共団体においてPPP／PFI制度を理解し、積極的に活用していく気運を醸成することは重要。今後、内閣府(PFI推進室)が情報提供や意見交換の機会として地方公共団体、地域金融機関による協議会等を立ち上げる場合は、総務省としても地方公共団体に参加を呼びかけるなどの協力をしてまいりたい。

### 5 PFIの取組みについて(A-2)

PFI法を所管する内閣府(PFI推進室)が関係省庁の調整をして施策を実施する枠組みの下で、総務省としてもPPP／PFIの取組みの推進に努めてまいりたい。

アクションプランにおいて事業規模目標を定めたことを踏まえ、内閣府が関係省庁と調整しながらロードマップを作成する際は、総務省としても必要な協力をしてまいりたい。